

平成19年1月12日

農林水産省高病原性鳥インフルエンザ対策本部決定事項

本日開催された高病原性鳥インフルエンザ対策本部において決定された事項は下記のとおり。

- 1 宮崎県に農林水産省の専門家を派遣し、都道府県との連絡調整を図るとともに、「高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、引き続き必要なまん延防止措置を迅速かつ的確に実施。
- 2 今回の事例を踏まえ、都道府県に対し、農場への緊急立入調査等により、異常がないことを確認するとともに、本病の早期発見及び早期通報の徹底を通知。
- 3 関係府省と十分連携を図りつつ、鶏卵及び鶏肉の安全性に関する消費者及び流通業者への情報提供を含め、正確な情報の提供に努める。
- 4 高病原性鳥インフルエンザと確認された場合には、速やかに疫学調査チームを立ち上げ、感染経路の究明を行う。